



ライセンス契約と独占禁止法
— 大阪地方裁判所平成 16 年(ワ)第 10298 号事件—

弁護士 人見友美

1. 事案の概要

マンホール鉄蓋の特許権を有する原告が、被告との間で最高数量制限付き通常実施権許諾契約を締結していたところ、被告が当該数量制限を越えて製造販売したとして、被告に対して債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案。

2. 主な争点

(1) 最高数量制限条項の有効性

3. 裁判所の判断

(1) 争点(1) (最高数量制限条項の有効性) について

独占禁止法 21 条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為についてはこれを適用しない。」と規定しているが、特許権者等が他人に通常実施権を許諾する場合に、被許諾者が製造販売することのできる製品の数量に上限を設けることは、業として特許発明の実施をする権利を専有するという特許権者の権利（特許法六八条）やこれと同様の実用新案権者及び意匠権者の権利（実用新案法一六条、意匠法二三条）の開放を一部にとどめるというものであるから、原則として特許法等による権利の行使と認められる行為として、独占禁止法 21 条が適用されるべきものではある。しかし、同条は、特許権等の行使に名を藉りた濫用的な競争制限行為にまで独占禁止法の適用を除外する趣旨ではないと解されるから、そのような場合には、特許権等の通常実施権許諾契約を締結するに当たり、許諾数量を制限する行為が独占禁止法上違法な行為とされ、さらにそれが公序良俗違反と評価される場合には、そのような条項は無効とされるべきものである。

本件においては、原告は、特許権等の実施許諾を通じて各自治体における人孔鉄蓋市場を支配し得る地位にあり、しかもそのような支配的地位は、単に本件特許権等を実施した自由

1 最高数量制限条項

第四条（許諾数量）

一 被告が本契約の有効期間内に製造し、販売することのできる本製品の数量（以下「許諾数量」という。）は、三八〇組を上限とする。

二 被告が前項に定める許諾数量を超えて本製品を販売する場合、被告は、その超過数量相当の本製品の製造を原告に委託するものとし、原告は、被告のブランドを付した本製品を被告に供給するものとする。

競争により獲得されたものではなく、他の認定業者に実施許諾することを約束した上で、日之出型鉄蓋を各自治体の仕様とする指定を得たことによって獲得したものであって、そのようにして獲得した支配的地位を背景にして許諾数量の制限を通じて市場における需給調整を行う場合には、特許権等の行使に名を藉りた濫用的な競争制限行為となり得る余地があるものである。・・・【筆者省略】・・・しかしながら本件では、そもそも被告が主張するような推定需要に基づく各認定業者への許諾数量配分を原告が行っているのか否かについてすらこれを認めるに足りる証拠がない（被告は乙一を提出するが、そこでは推定需要数と被告への許諾数量しか判明せず、他の認定業者に対する許諾数量は明らかでない）。しかも、仮に原告がそれを行っているとしても、それによって各地方自治体領域内の鉄蓋市場において公正競争が阻害される状態が生じているか否かについては、そのような配分が原告の一方的な決定によるものか各認定業者との間の合意によるものか、許諾数量はあくまで推定需要に基づくものであるが、それによる需給調整効果が実際の結果としても実現されているのか、許諾数量の限度では原告は実施料を徴収しておらず、超過数量分もOEM製造を受託することとされているが、それにもかかわらず許諾数量制限のために原告や認定業者の間で実際に競争が行われていないといえるか等の、市場状況をめぐる具体的事情が明らかになる必要があるが、本件ではこれらの事情については何ら明らかでない・・・【筆者省略】したがって、本件で提出された証拠によっては、本件各契約の許諾数量制限方式が特許権等の権利を濫用したもので、独占禁止法に違反するものであるとは認めるに足りないから、本件各契約四条（最高数量制限条項のこと 筆者加筆）が無効であるとはいえない。

4. ライセンス契約の意義

「ライセンス契約」とは、広義には知的財産権一般に関する実施権許諾契約をいう。

財団法人知的財産研究所編『知的財産の適切な活用のあり方に関する調査研究報告書』におけるアンケート調査結果によれば、ライセンス契約を締結している企業は、回答の6割弱を占め、特に、建設業、非鉄金属工業、自動車工業、医薬品工業において、国内外企業とのライセンス契約締結が活発に行われている。

5. 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月28日公表）

(1) 独占禁止法の適用に関する基本的考え方（第2より抜粋）

独占禁止法第21条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している。したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。

また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が

適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を發揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、上記第 21 条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独占禁止法が適用される。

なお、一定の行為が、権利の行使と認められるかどうかの判断に当たっては、権利の消尽にも留意する必要がある。すなわち、技術に権利を有する者が、当該技術を用いた製品を我が国の市場において、自らの意思によって、適法に拡布した後においては、他の者がそれを我が国の市場で取引する行為は、当該権利の侵害を生じるものではない(特許権等の国内消尽)。したがって、権利者が、自らの意思で拡布した製品について他の者が取引をする際に、各種の制限を課す行為への独占禁止法の適用は、一般の製品の販売に関する制限の場合と何ら異なるものではない。

(2) 私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方 (第 3、1、(1)「技術を利用させないようにする行為」より抜粋)

ある技術に権利を有する者が、他の事業者に対し当該技術の利用についてライセンスを行わない (ライセンスの拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求する場合も含む。以下同じ。) 行為や、ライセンスを受けずに当該技術を利用する事業者に対して差止請求訴訟を提起する行為は、当該権利の行使とみられる行為であり、通常はそれ自体では問題とならない。しかしながら、これらの行為が、以下のように、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合には、権利の行使とは認められず、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当することになる。

▶ ライセンス料設定と独占禁止法